

I-2-(3) 多様な水辺空間の保全と活用

① 多様な河川の保全・整備・活用

区内外を流れる多様な河川(荒川、隅田川、旧綾瀬川、綾瀬川、伝右川、中川、花畑川、圀川、毛長川、芝川・新芝川)とその沿川を、まちの景観や防災性の向上に貢献し、生きものが息づく場や移動する経路などとなる自然地として、確保していきます。

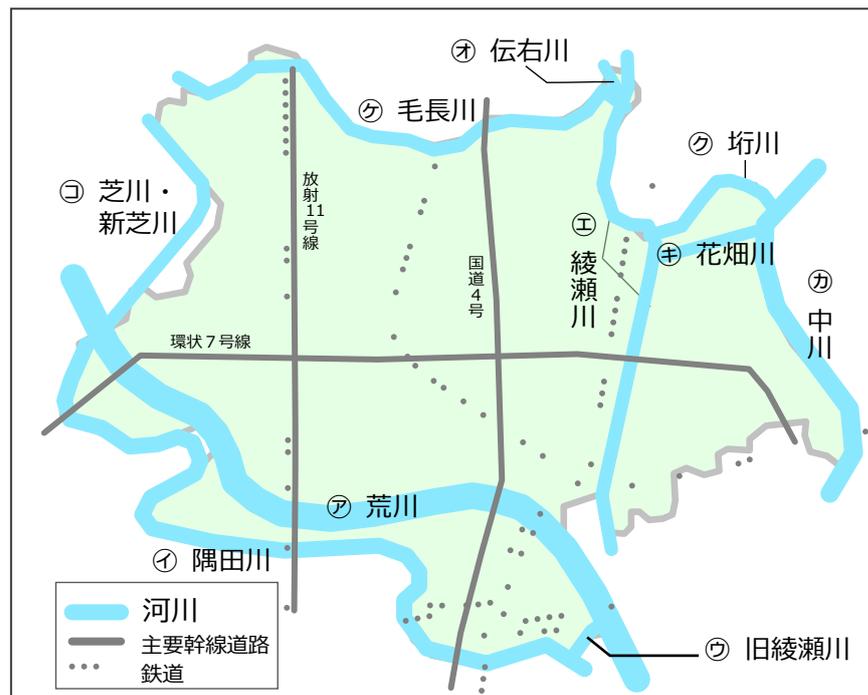


図 区内外を流れる河川

ア 荒川 (荒川河川敷・荒川土手)

● 荒川将来像計画の実現

「荒川将来像計画2010」*に基づき、住民のオアシスとなる川として、自然とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しむ場として、また、災害時の避難場所として、心身の健康を養い、心のやすらぎを得る川として、これからも区民に親しまれる荒川を目指します。

また、ゾーニング計画の全体目標では、「スポーツグラウンド全体の面積は現状を維持し、自然地の増加を図る」としているため、国が実施している自然な河岸の再生事業を継続して進める等で、現在の自然地を保全するとともにスポーツグラウンドの自然度の向上に取り組み、自然環境の向上をはかります。



荒川 (千住新橋から西方面を眺めたところ)

第4章 施策の展開
【まちづくり】

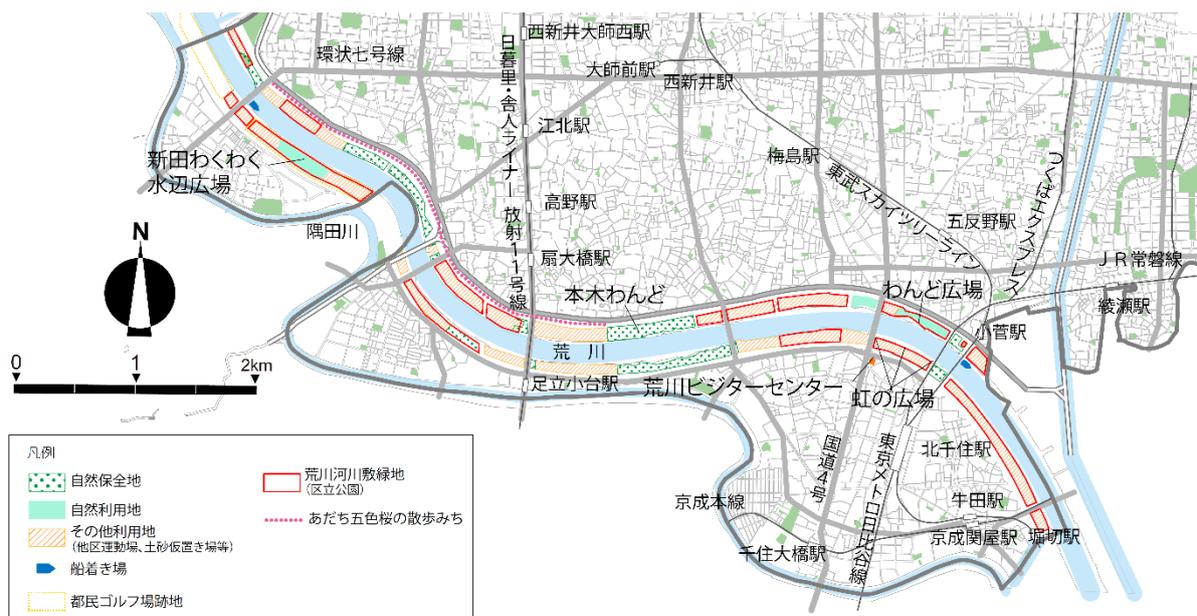


図 荒川現況利用図

(「荒川将来像計画2010地区別計画[足立区]」におけるゾーニング図を元に作成)

● 自然体験学習の推進

自然利用地である「新田わくわく♡水辺広場」や「わんど広場」、荒川に関する情報提供や様々な体験企画を実施する「荒川ビジターセンター」を活用し、荒川の自然体験学習を推進します。

■ 自然体験学習の事例

- ・ 「新田わくわく♡水辺広場」とその付近において、虫取りや魚釣りなどが体験できるイベント「あだち自然体験デー」(毎年9月頃)を開催
- ・ 「荒川ビジターセンター」を拠点として、川あるきや土手すべりなどの体験プログラム、「荒川の昔を伝える会」と協力した写真展などの開催



「あだち自然体験デー」の魚釣り体験



川あるきでの野鳥観察

● 防災機能の強化

避難場所として、市街地からの避難ルートや緊急物資輸送に対応する船着場の確保など防災機能の強化に努めます。また、沿川市街地の整備にあわせたスーパー堤防*など、治水の安全性確保にも配慮します。

● 桜の名所の育成

ふるさと桜オーナー制度*を活用し区民からの寄付によって復活した荒川土手上的桜並木「あだち五色桜の散歩みち」（約4.4km・458本）や、「桜づつみ」を、地域団体と協力しながら足立区を代表する桜の名所として今後も育てていきます。



あだち五色桜の散歩みち

イ 隅田川 ウ 旧綾瀬川

隅田川とその沿川は、『東京都景観条例』の景観基本軸に位置づけられるとともに、足立区の特別景観形成地区*にも指定されています。沿川市街地の緑化をはじめ、沿川の開発にあわせて整備される緩傾斜型・スーパー堤防*の整備、散策路のネットワークづくりなどを旧綾瀬川と含めて、関係機関と検討していきます。



隅田川

エ 綾瀬川 オ 伝右川

川沿いの豊かな自然地としての立地を活かした、綾瀬川と伝右川に挟まれた桑袋ビオトープ公園の施設活用を検討します。

花畑北部土地区画整理事業エリアでは、区画整理事業に合わせて綾瀬川沿いに緑道整備（寄附による河津桜の植樹）を実施しています。更に、六町土地区画整理事業エリアでは、区画整理事業における堤防の整備にあわせて、緩傾斜型・スーパー堤防*の整備および緑道整備を関係機関と検討します。



綾瀬川
（桑袋ビオトープ公園付近）

カ 中川

中川は、河川水面と堤防による開放感の高いオープンスペースを維持・保全するとともに、河川沿いの散策路ネットワークの整備などを関係機関と検討します。また、佐野六木土地区画整理事業エリアでは、川沿いの桜の植樹をすすめていきます。

キ 花畑川

花畑川は準用河川*であり、区が独自に整備できる河川として位置づけられています。現在、桜並木のある親水散策路を含めた環境整備工事を令和2（2020）年度から概ね10年間の工期で予定しています。



花畑川環境整備イメージパース

ク 垢川

垢川は、川沿いに区内有数の良好な樹林地が形成されており、神明六木遊歩道や河川周辺の公園を活用した緑豊かな散策路が形成され、区の特別景観形成地区*にも指定されています。今後も、「神明六木遊歩道樹木保全管理方針」（平成27（2015）年作成）に沿って管理し、地域との協創により樹林景観の保全に取り組めます。

■ 地域との協創の取組み例

- ・ 垢川沿川での建物の新築・増築等の際には、住民や事業者は、景観形成基準*を遵守し、垢川の景観に配慮して実施する
- ・ 区は、落葉期に沿川住民が道路上で集めた落ち葉の収集を実施している



垢川（神明六木遊歩道）のようす



垢川（神明六木遊歩道）の樹林地

ケ 毛長川

毛長川沿川は、花畑エリアデザイン計画のなかで、毛長公園隣接地に整備予定の親水拠点をはじめとした、より水と緑を実感できる川辺としての整備・活用を推進します。



毛長川親水拠点のイメージパース

コ 芝川・新芝川

芝川・新芝川は、荒川から連続する堤防道路を利用した散策路が形成されており、河川周辺の公園との連続性を図ります。

② 親水性の高い公園、緑道等の維持・活用

河川とともに、緑と水のネットワークをつくる親水水路の多くは、かつて、区内に豊かな水を供給していた農業用水路を再生した施設です。最も早く整備された見沼代親水公園、延長約3.5kmにもおよぶ葛西用水親水水路をはじめ、神領堀親水緑道、八か村落し親水緑道、古隅田川親水水路など、それぞれの個性を生かしてまち並みに溶け込んでいます。これら親水水路について、地域との連携を図りながら、良好な緑と水のネットワークとして維持・保全していきます。



神領堀親水緑道



八か村落し親水緑道



葛西用水
親水水路



古隅田川親水水路



五反野親水緑道

<分類Ⅱ 身近な緑>

施策Ⅱ-1 民有地の緑の充実

- 身近な生活空間に緑を増やしていくため、建物の新築・増改築時や開発事業などに際してまちの魅力となる緑化を誘導していきます。
- まちかどにたくさんの小さな緑を増やす区民や事業者の活動を支援します。

施策Ⅱ-1 指標	現状値	中間目標値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
優良緑化件数 (累計)	令和2年度の「(仮称)足立区緑の基本計画推進会議」 において報告予定		
緑化助成*件数 (令和2年からの累計)	14件 (令和元年)	100件 ※年間20件	200件 ※年間20件

Ⅱ-1-(1) 建築行為に伴う緑地の確保と魅力向上

① 建築行為に伴う確実な緑化の推進

建物の新築・増改築時の緑化計画*の実施と完成後の維持管理をより確実なものとするため、完了届の提出状況等の動向を踏まえつつ、建築主や事業者への普及啓発、条例の改正、法に基づく制度（緑化地域制度*、地区計画等緑化率条例制度*）の活用などを検討します。

② 魅力的な緑地創出の誘導

● 優良緑化の表彰

民間企業のPRや区の魅力の発信にもつながるよう、緑化計画*の完了物件から優良事例を表彰・公表する仕組みづくりを検討します。その際には、建築審査、宅地開発、景観、地域コミュニティ等の各担当部署との連携を図ります。



良好な緑化事例（民設保育園）



良好な緑化事例（集合住宅）

● 開発に伴う緑の創出

開発事業に際して、より魅力的なまちの緑化、公園の整備を誘導していくため、都市緑地法に基づく緑地協定制度（54条協定（一人協定））*の活用、都市計画法に基づく提供公園の整備に関する手引き作成などを検討します。



54条協定締結例（千葉市）
出典：千葉市ホームページ



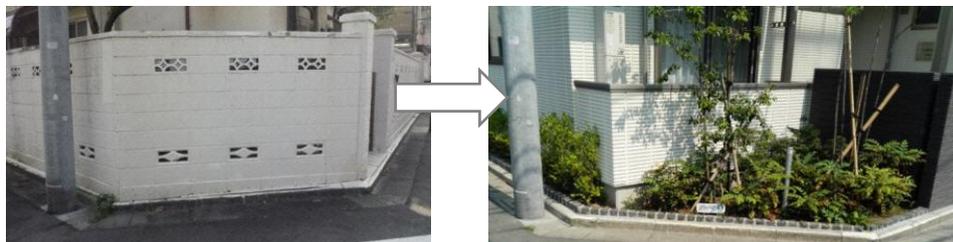
開発による提供公園の事例
（伊興本町一丁目さくらプチテラス）

II-1-(2) 小さな緑化の推進

① 個人敷地内での緑地創出への支援

● 緑化助成制度の拡充

身近な生活空間の中に、まちを歩く人の視界に入る緑を増やしていくため、より気軽に活用しやすく、区の緑化助成制度*を拡充します。たとえば、1本の植樹からでも助成対象とすることを検討します。



緑化助成工事の前・後

● 「まちなか緑化」の導入検討

緑を取り入れる個人と個人が連携し、地域に緑化を広げる「まちなか緑化」、その取組みの1つである「界わい緑化推進プログラム」（公益財団法人東京都公園協会）の導入などを検討します。



図 「まちなか緑化」の推進ステップ
出典：公益財団法人東京都公園協会ホームページ

② 魅力的な庭づくりの支援

- 初心者向けの支援

主にガーデニング初心者を対象とした、園芸講座や剪定講習会の開催を継続します。

- 継続・発展するための支援

魅力的な個人の庭や玄関先などをビューティフルガーデンとして認定する「わたしの街のビューティフルガーデン」事業*を、認定事例の更なるPRや認定を受けた方々の交流会開催などにより、拡充していきます。



園芸講座のようす



剪定講習会のようす



「ビューティフルガーデン」認定事例

II-1-(3) 適切な維持管理の支援

① 緑地の保全・維持管理への支援

地域に住む人々が協力してまちなかの緑を保全・維持管理する活動を促進するため、都市緑地法に基づく緑地協定制度（45条協定（全員協定））*の活用や、区の条例に基づく緑の協定制度*の見直しを検討します。



45条協定締結例
(区外：千葉県佐倉市)

出典：佐倉染井野緑地協定運営委員会
S1 建築協定運営委員会 ホームページ

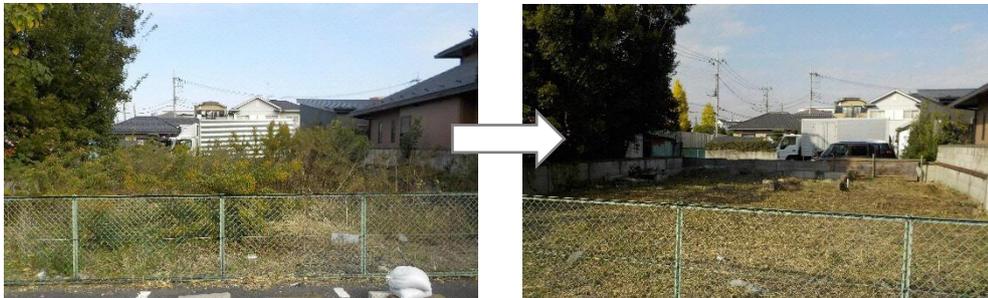


「緑の協定」締結箇所
(千住地区の集合住宅)

② 空き地の適正な管理・活用の支援

● 空き地の管理支援

空き地が荒廃しまちの景観や安全を乱さないように、土地所有者に対し、定期的な草刈りがスムーズに実施できる管理支援を継続します。



空き地の草刈前・後

● 空き地の有効活用方法の検討

地域からの要望に応じて、空き地を地域住民が緑地や広場として有効に活用する仕組みづくり（市民緑地認定制度*等の活用）を検討します。



市民緑地認定制度の事例（かしわ裏路地市民緑地（千葉県柏市））

出典：「公園緑地に係る新たな取組み事例集」（国土交通省）

施策Ⅱ-2 樹林地・農地の保全と活用

- まちの歴史と共に受け継がれてきた大きな樹木・樹林や農地を次世代に引き継いでいくため、多様な主体が関わり、樹木・樹林や農地を守り育て、活用する取組みを進めます。

施策Ⅱ-2 指標	現状値	中間目標値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
保存樹林*指定箇所数 (累計)	25箇所 (令和2年4月)	30箇所	35箇所
特定生産緑地*面積 (累計)	9.87ha (令和元年12月)	16.9ha	20.4ha

Ⅱ-2-(1) 大木・樹林の保全と地域で守り育てる仕組みづくりの推進

① 大木・樹林の保全

● 法や条例に基づく保全

足立区緑の保護育成条例に基づく保存樹木・樹林*の指定を推進します。その他に、所有者や地域の意向を伺いながら、景観条例に基づく景観重要樹木*の指定を検討します。また、対象となる樹林は特別緑地保全地区*の指定、市民緑地契約制度*等の活用を検討します。

表 区内特別緑地保全地区*（2箇所）の保全方針

地区名	六町いこいの森特別緑地保全地区 (平成23年11月決定) 	西新井栄町特別緑地保全地区 (平成26年12月決定) 
位置	六町四丁目地内	西新井栄町三丁目地内
面積	約0.30ha	約0.13ha
保全の基本方針	本地区は、市街地において貴重な屋敷林と共に、屋敷や門、構え堀を含めた一体的な空間構成及び風景資産を保全することを、第一の目的に保全管理を行う。樹林の保全に配慮しつつ、区民による環境保全教育のための演習林などの役割を持たせ、区民の手による管理によって、屋敷林や構え堀を保全することで、区民が緑とふれあい、親しめる場所としての活用を図っていく。(「整備・保全の基本方針」より)	古くから市街化された地域の中で、本地区はランドマーク的な樹林であった。高層建築が密集した現在においても、都市計画道路が隣接して整備されたことにより、変わらずその機能を維持している。将来にわたって緑量を減じることなく、まちの風格を高める景観を保持する。 本地区の樹林は以前より地域の子もたちに限定的に開放しており、今後も保全しながら地域の理解を得るために開放していく。屋敷林を保全することで、区民が緑とふれあい、親しめる場所としての活用を図っていく。(「保全計画」より一部抜粋)

● 維持管理の支援

大木・樹林所有者の負担軽減を図るため、剪定補助や樹木診断等の管理支援を継続します。管理支援の内容については、区の保存樹木・樹林*所有者の任意団体である「足立区の保存樹・樹林を守る会」*と連携し、所有者のご意見を聞きながら、随時、見直しを検討します。



保存樹木（興野神社）



保存樹林（大川町氷川神社）

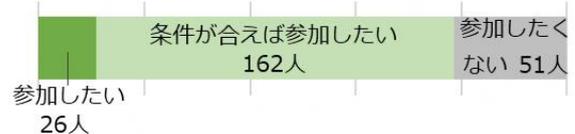
② 大木・樹林を地域で育てる機運の醸成

大木・樹林への近隣住民の理解を醸成していくため、「保存樹フォーラム」*やイベント等での展示の機会などを活用し、大木や樹林が持つ効果や日々の管理などを地域の方が知る・親しむ機会を増やしていきます。

● 保存樹木、樹林を知っているか(回答者数=239)



● 落ち葉掃きボランティアへの参加意思(回答者数=239)



● 保存樹木等に関する事で、参加したいイベント(回答者数=246・複数回答)

1位	集めた落ち葉で焼き芋	105人
2位	どんぐり等での小物作り	97人
3位	子ども向け自然遊び	90人

● 参加する場合の条件(回答者数=162・複数回答)

1位	自宅から近い	104人
2位	短時間である	89人
3位	用具が準備されている	62人

図 <参考> 保存樹木・樹林に関するアンケート結果（抜粋）

出典：「保存樹木・樹林保全のための区民参加型事業提案委託報告書」（平成29（2017）年）



「保存樹フォーラム2019」のようす



保存樹木・樹林のことを伝える展示

Ⅱ-2-(2) 農地の保全と活用の推進

① 農地の保全

- 法や制度の活用による保全

地域の特性や農業者の意向を踏まえながら、特定生産緑地*の指定を推進します。また、農地を保全するとともに、農地、屋敷林のある風景を一体のものとして守り継いでいくため、東京都の農の風景育成地区制度*の導入を検討します。その他に、地区計画*の地区施設*（公園）に位置付けられている生産緑地*の公園化や、生産緑地*の都市計画公園指定により区有地型区民農園とするなど、農地を公園の一部として保全・活用する方策を検討します。

- 区民農園の管理・運営

高齢化や担い手不足により耕作が難しくなった農地について、都市農地保全のために区民農園*として引き続き管理・運営を行います。また、都市農地貸借円滑化法*の施行により、生産緑地においても区民農園の開設が容易になったため、今後は、生産緑地所有者を含めた農業者の意見や要望に基づき、新たな区民農園の開設を目指していきます。

② 農業体験の推進と担い手育成

- 多様な農業体験の場づくり

都市農地や都市農業への関心を高めていくため、都市農業公園でのイベントやプログラム、足立農すくーる（農業体験型農園）*、区内保育園・小学校の児童を対象とした農業体験学習授業など、多様な農業体験の場づくりを継続して推進します。



都市農業公園での収穫体験のようす

- 新規就農者やボランティアの育成

今後の区の農業を支える人材を確保するために、東京都が行う新規就農者への研修事業や表彰事業を活用していきます。また、引き続き区の農業ボランティア*の養成講座の実施と農業者への派遣を進めていきます。



農業ボランティア

参考

「あだち都市農業振興プラン」(※改定作業中)における、
農地の保全と活用に関わるその他の主な施策(抜粋)

● 区内産農産物販売の推進

農産物直売所の周知活動を継続しながら、J Aが所有する移動販売車の有効活用を検討します。また、農業者が直接販売する「直売施設」の広報を支援します。



J A東京スマイル農産物直売所
「あだち菜の郷」

● 学校給食への提供

農業者の営業努力もあり、現在も区内産コマツナを中心に学校給食への納品が積極的に行われていますが、今後も、農業者及び学校にとってメリットのある仕組みについて関係団体と共に協議していきます。

● 農家レストランの開設支援

生産緑地法の改正により、生産緑地内においても一定の条件を満たせばレストランを開設することが可能になりました。区内産農作物の消費拡大にもつながるため、農業者の意向を伺いながら、開設に向けて協力していきます。

● 足立農業のPR

インターネットや区発行の広報印刷物、イベントなどで引き続き足立区の農地や農産物、農業者について、積極的にPRを進めます。



足立区の農業PR動画



若手農業者の特集記事
(あだち広報2018年12月10日号)

施策Ⅱ-3 公園の魅力向上と持続可能な管理

- 公園が不足する地域においては、密集事業やまちづくり事業を通じて設置を進めます。
- 目的に合わせて選べる公園づくり、安全・安心・快適な公園利用につながる施設改修を推進し、地域の公園の魅力を高めます（パークイノベーション*）。
- 限られた財源を有効に活用し、既存施設の計画的な維持管理と緑の育成を進めます。

施策Ⅱ-3 指標	現状値	中間目標値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
公園率*	6.1% (令和2年4月)	6.2%	6.3%
「よく行く、または行きたい公園がある」人の割合（世論調査）	46.0% (令和元年)	48.0%	50.0%

Ⅱ-3-(1) 目的に合わせて選べる公園の適切な配置

① 公園の適正配置

● 公園計画地の整備推進

都市計画決定*しているが未供用の公園や、地区計画*の地区施設*となっている公園など、公園化が既に計画されている箇所について、周辺住民や利用者の意向把握、近隣の公園との機能分担を考慮しながら、整備を進めます。

■ 都市計画決定*済みであるが一部未供用の公園の今後の方針

公園名	方針
西新井公園	西新井・梅島のまちづくりのなかで、都市計画決定区域を見直し、早期の整備を目指す（縮小面積分については地区計画公園や公園率が低い地域での区有地活用による代替計画を検討）。隣接する第十中学校や都市計画道路補助255号線と連携させ、高い防災機能を持つ公園として整備することを検討する。
上沼田東公園	江北のまちづくりのなかで、スポーツ機能の充実を図りながら、江北エリアの緑の拠点として、計画的に整備する。
関屋公園	スーパー堤防の工事に合わせ、東京都下水道局（千住関屋ポンプ所）と協議しながら計画的な整備を目指す。
関屋緑地	スーパー堤防の改修工事に合わせた、計画的な整備を東京都に働きかける。
舎人公園 (都立)	区内最大の公園であり、令和2年度中に大部分の整備が完了予定である。未整備部分の整備推進と共に、「緑の効果」を多様に発揮する場として、今後も一層の充実を図ることを東京都に働きかける。
中川公園 (都立)	中川水再生センターの改修工事に合わせた、計画的な整備を東京都に働きかける。

● 公園偏在の解消

区は23区1位（平成31（2019）年4月現在）の区立公園面積（約223ha）を誇りますが、地域によって公園が偏在している現状があります。土地区画整理が施行済みの区域はほぼ公園が充足していますが、それ以外の区域は、今後のまちづくり事業（一般地区計画*、開発事業、大規模団地の建替えなど）に合わせて、周囲の公園配置状況を鑑みながら、計画されている公園の整備推進や、新たな公園配置を検討します。

● 密集市街地における公園整備推進

密集市街地では、防災性向上と住環境の整備・改善のため、公共的なオープンスペースの確保が重要です。大きな面積の公園用地の確保は困難ですが、密集市街地整備事業を実施している区域ではプチテラス*の整備などを進めます。また、学校跡地や公共事業による創出用地の活用や、地権者への働きかけ等により、既存プチテラス*等の拡張やまとまった敷地を公園化することを検討します。

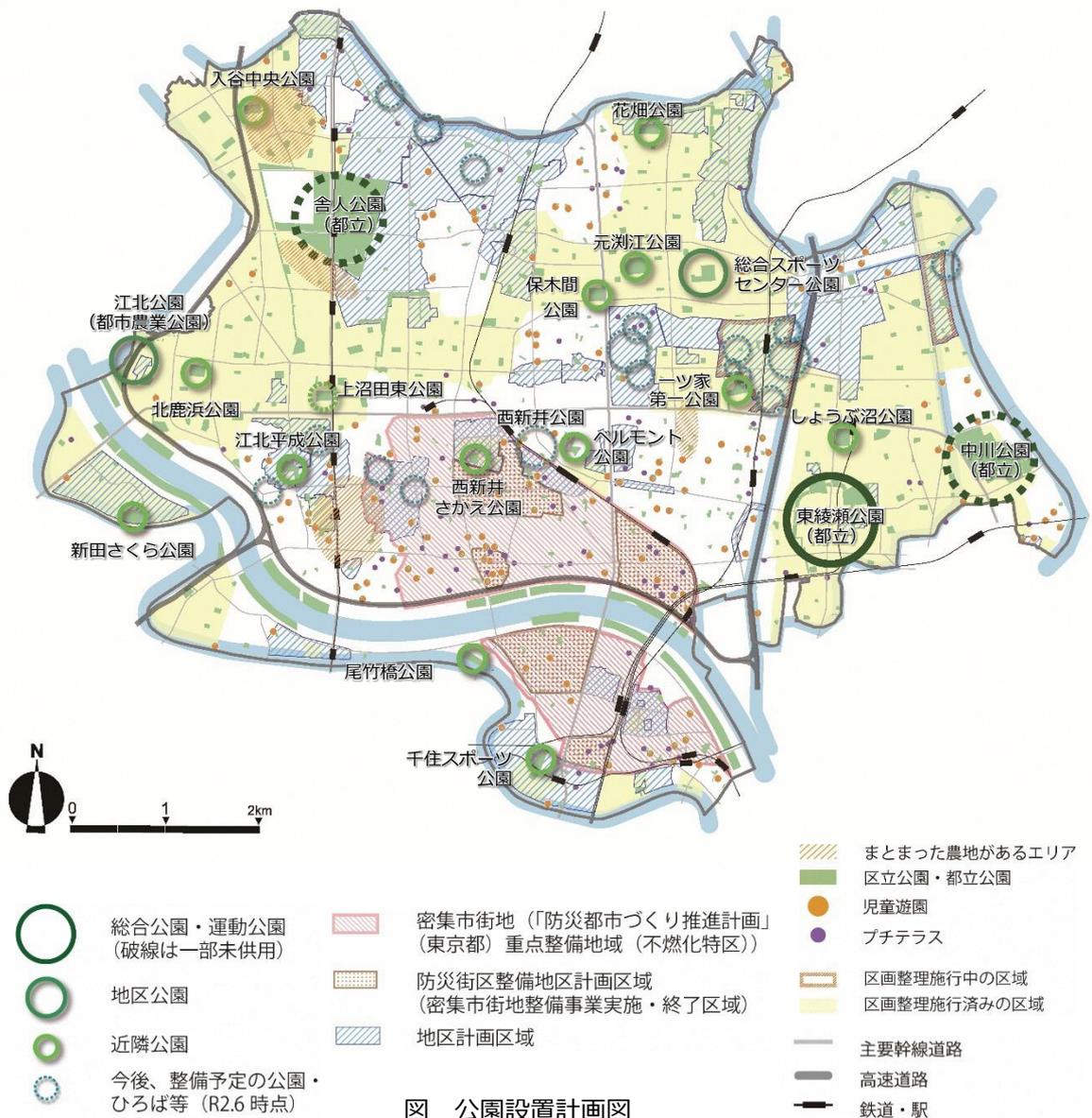


図 公園設置計画図

<まちづくり事業にあわせて整備された公園>



江北平成公園(2019年拡張整備)



伊興ファミリー公園(2018年整備)

<密集市街地整備事業にあわせて整備された公園>



事業のなかで敷地を拡張した
関三児童遊園



防災設備(かまどスツール)を備えた
梅田ほのぼのプチテラス

● 既存の小さな公園の拡充・統合

区内には面積が小さな公園が数多くあります(児童遊園*約150箇所(平均面積約600㎡)、プチテラス*約100箇所(平均面積約110㎡))。小さな公園は利活用に限りがあるため、まちづくり事業(一般地区計画*、開発事業、大規模団地の建替えなど)に合わせて、拡充・統合・転用または隣接する公共施設等との一体化を進め、広々とした空間が確保された公園への改修を検討します。

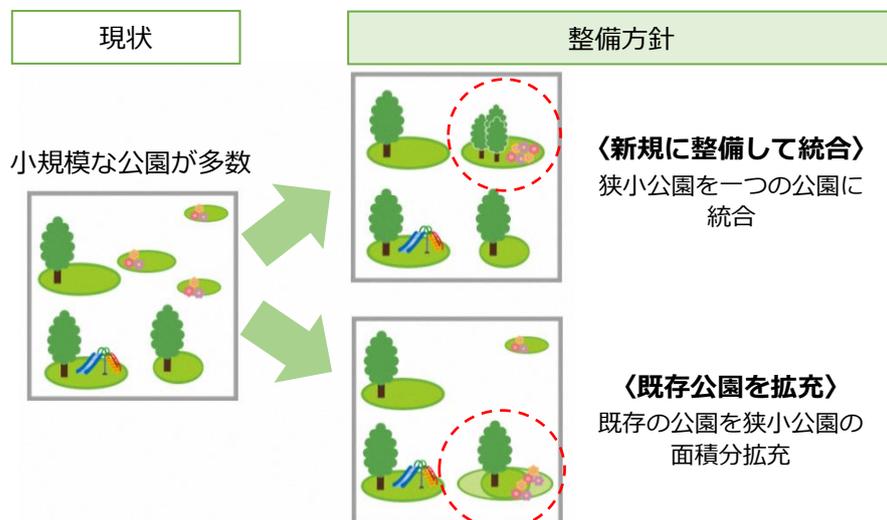


図 小さな公園の統合・拡充のイメージ

② 目的に合わせて選べる公園づくり

● 「役割」と「機能」の割り振り

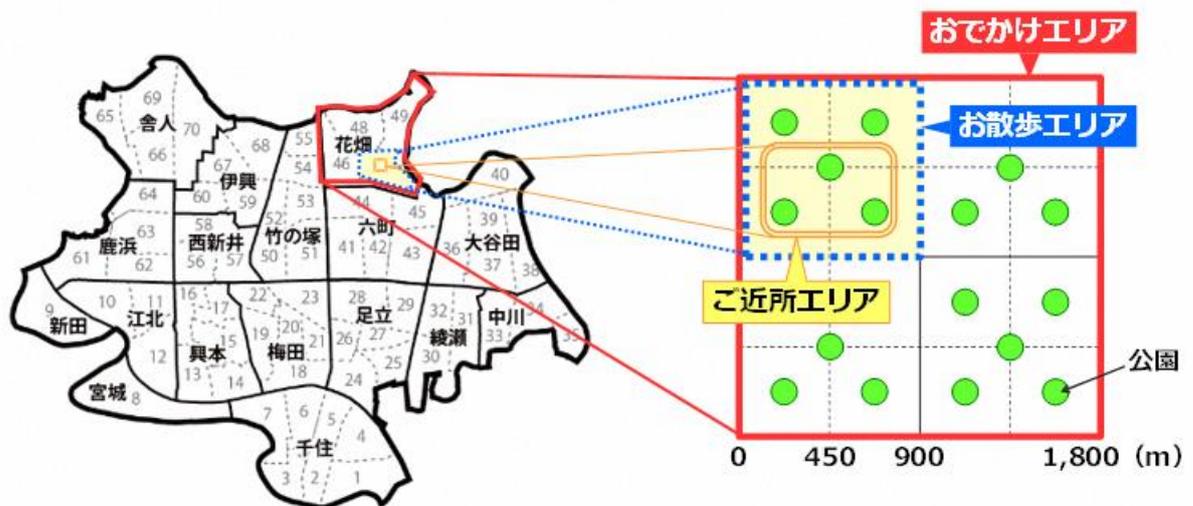
公園が多い足立区の強みを活かし、公園を改修する際には、一定エリア内に点在する公園ごとに、それぞれ「役割」と「機能」を割り振り、個々の公園の性格や特色の違いを明確化していきます。「おでかけエリア」>「お散歩エリア」>「ご近所エリア」という大きさの異なる3つのエリアを設定し、82ページに示す「目的に合わせて選べる公園づくり」の流れ・イメージに沿って、エリアごとに役割と機能をバランスよく割り振ります。公園の機能は、健康づくり、花、防災など大きく8つに分類しています。

■公園の「役割」と「機能」

「役割」
公園が果たす役割を「にぎわい」と「やすらぎ」の2つに区分

「機能」
役割を具体化する公園の8つの特色
例：「児童の遊び」「健康づくり」など

ある公園の例



	エリア設定	5つの公園施設
大 ↑ 利用圏域の大きさ ↓ 小	おでかけ エリア 約30公園/エリア	自転車を利用して行ける範囲のエリアです。 ・水遊び施設（じゃぶじゃぶ池等） ・ボール遊びコーナー おでかけエリアに概ね1か所
	お散歩 エリア 約7公園/エリア (区全体で70エリア)	一般利用者が歩いて行ける範囲。おでかけエリアを概ね4つに分割して設定したエリアです。 ・大型遊具 お散歩エリアに概ね2基
	ご近所 エリア 約2~3公園/エリア (区全体で209エリア)	お年寄りや小さい子どもが歩いて行ける範囲。近接する2~3公園を1グループとして設定したエリアです。 ・砂場 ご近所エリアに概ね1か所
	その他	・公園トイレ 半径250m程度の範囲に概ね1か所

図 大きさの異なる3つのエリアの設定と5つの公園施設の配置の考え方

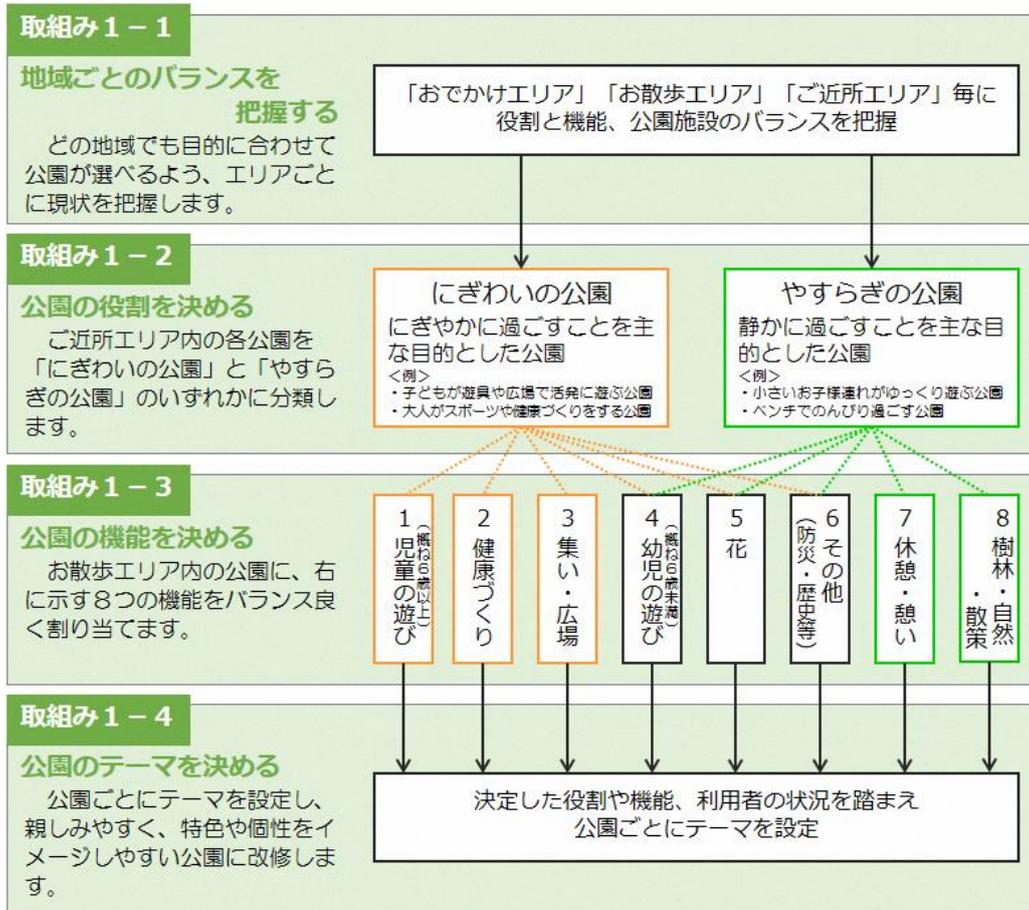
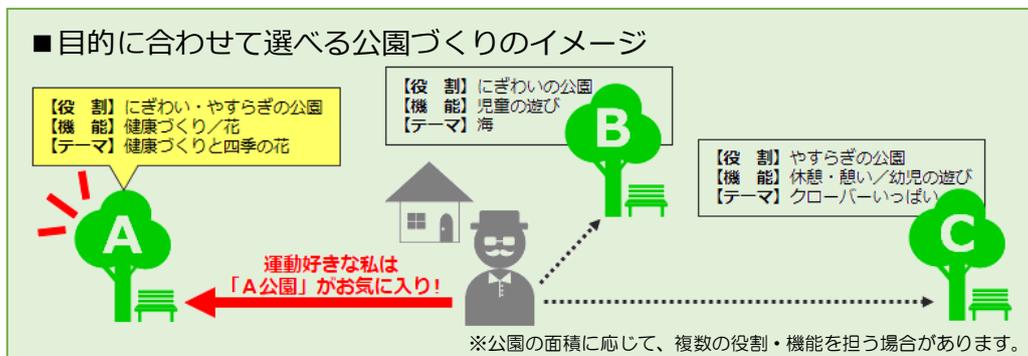


図 目的に合わせて選べる公園づくりの流れ



● 「公園施設」の配置方法

各公園に設置する施設は、役割や機能に沿ったものとします。また、設置や維持に多額の費用がかかる5つの施設（水遊び施設（じゃぶじゃぶ池等）／ボール遊びコーナー／大型遊具／砂場公園／トイレ）は、3つのエリアの考え方を基準に、総量抑制を図りつつ、バランスよく配置していきます。公園ごとに役割、機能、特色あるテーマを設定して改修を進めるとともに、利用者の意見を収集し、今後の改修に反映させていきます。

その他に、災害時の避難所近くの区内52箇所の区立公園に、防災対策設備を設置しています（58・59ページ参照）。

<「にぎわいの公園」改修事例>



<「やすらぎの公園」改修事例>



第4章
まちづくり

Ⅱ-3-(2) 計画的で効率的な公園改修

今後、一斉に改修時期を迎える公園を、限られた財源で改修していくため、以下の取組みにより工事を実施し、年間10公園程度、約500か所の公園を50年サイクルで、安全・安心・快適な公園へと改修していく仕組みをつくりまします。

① 安全・安心・快適な公園利用につながる施設改修

公園のすべてを新しく作り変えるのではなく、下記の4つの視点を優先して改修を行っていきます

■改修の際に優先する4つの視点

- ① 遊具の安全領域*の確保や幼児コーナー*の設置等、事故防止に係る改修
- ② 見通しの確保や防犯カメラの設置等、防犯に係る改修
- ③ バリアフリー等、誰もが使いやすい施設への改修
- ④ 公園の役割や機能に沿った改修

<安全・安心・快適な公園改修事例>



砂場柵を撤去し、砂場と幼児用遊具がある幼児コーナー*を配置
(青和コミュニティ公園)



障がい者用の駐車スペースと
点字ブロックを敷設
(ベルモント公園)



防犯カメラの設置
(舎人いきいき公園)

② 大型施設の計画的な更新と延命化

大型の遊具やトイレなど更新に多額の経費がかかる公園施設については、令和元（2019）年12月に改定した「公園（大型施設）長寿命化計画」（計画期間：令和元年度～10年度）に基づき、効率的かつ効果的に更新・補修を行っていきます。

表 「公園（大型施設）長寿命化計画」の対象施設

施設名	数量	施設名	数量
大型遊具	175基	ナイター照明 (野球場・テニスコート)	6か所 (72灯)
防球フェンス	41か所	テニスコート表面舗装	6か所
トイレ		野球場内野	30面
公園トイレ	325棟	運動場	4面
河川敷トイレ	16棟	河川敷バックネット	27基
公園灯	3,271灯	河川敷サッカーゴール	5基

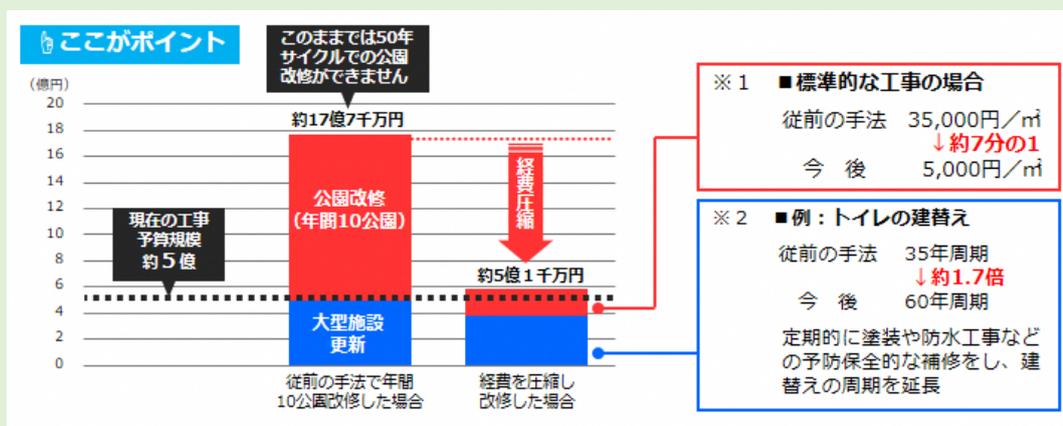
(平成31(2019)年3月1日現在)

③ 経費の圧縮

限られた財源（年間約5億円）で、計画的に公園を改修し、合わせて大型施設の補修・更新も行っていけるよう、下図のように経費の圧縮をはかります。

■経費の圧縮方法

- ① 従来のスクラップ・アンド・ビルド的な改修^{注1}から、既存施設の再生を中心とした改修へ転換^{※1}
- ② トイレなどの更新に多額の費用を要する施設は、総量抑制を図りつつ、日常管理の中で予防保全的な改修^{注2}を実施^{※2}



注1 スクラップ・アンド・ビルド的な改修：公園内の施設をすべて撤去し更地にしてから、公園を整備し直す方法での改修。

注2 予防保全的な改修：壊れたら補修するのではなく、一定期間使ったら壊れていなくても補修し、施設の寿命を延ばす保全方法。

Ⅱ-3-(3) 公園を快適に利用するための維持管理の推進

① 安全・安心な維持管理

遊具や施設の定期点検、樹木や施設の適切な管理を通じた見通し確保、夜間防犯パトロールの実施、防犯カメラの設置・管理などにより、安全・安心な利用環境を維持します。

また、数年から数十年に一度発生する、災害や感染症など、区民に甚大な影響を与える事態に対しても、適切な対応ができるよう、既に発生した事案の対応記録を整理し、継承していきます。



職員向けの遊具点検講習のようす

② 樹木の適切な維持管理

● 指針に基づく管理

樹木の適正な維持管理による「緑の量と質の充実」を図ることを目的に区が作成した「公園樹木維持管理指針」（平成22（2010）年）に基づき、安全面や隣地への越境、花木の開花時期に配慮した剪定など、樹木の適切な維持管理を進めます。「公園樹木維持管理指針」は、適宜、内容の見直しを検討します。

また、点検・診断の際には、国土交通省の「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29（2017）年）も参考とします。

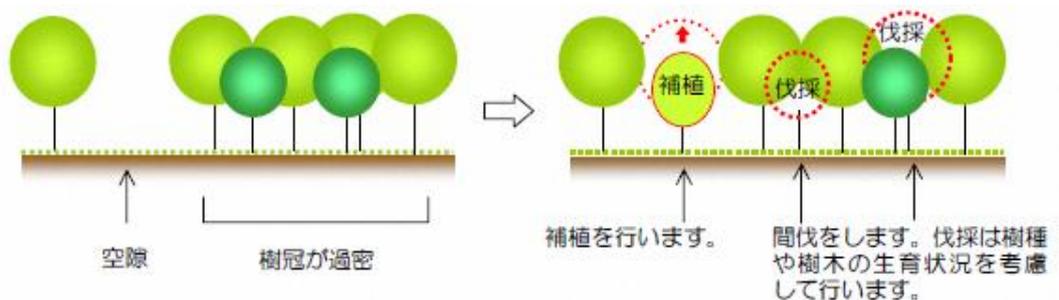


図 公園内植栽管理方針の一例

出典：「公園樹木維持管理指針」（平成22（2010）年 足立区）

● 緑のリサイクルの推進

公園の維持管理により発生する落葉や剪定枝を、農業者へ肥料材としての提供や、遊具下のクッション材として活用する、緑のリサイクルを推進します。



遊具下にクッション材として活用している剪定枝チップ

③ 計画的な花の管理

● 四季を通じて花を楽しめる管理

区内の各公園で、春・夏・秋・冬を通じて花を楽しめるように、花の見頃を考慮しながら、植栽の更新・維持管理を行い、花の名所としての公園のPRも進めます。また、花壇の自主管理や「花の散歩路」など、花をテーマとした協創事業を推進します。



図 区内の公園で楽しめる四季の花

● 区の花 チューリップの推進

かつて、足立区内にはチューリップ農家が多数あったことから、昭和57(1982)年に、チューリップが区の花に制定されました。今後も、荒川河川敷で春のメインとなる花壇として見映え良く管理します。

また、「花いっぱいコンクール」*に参加する公園花壇の管理団体には、チューリップの球根を配布し、各公園でもチューリップ花壇を広げていきます。



チューリップ花壇
(荒川河川敷)

● 区の木 サクラの継承

チューリップが区の花に制定されるとともに、昭和57(1982)年にサクラが区の木となりました。区内の公園におよそ6,000本も植えられ、品種も様々です。明治期から「荒川の五色桜」として濃紅色・紅色・淡紅色・白色・黄色など多様な花の色が地域住民に愛され、現在も区内に70品種以上が確認されています。今後も、区の貴重な財産として、品種の保護に努めます。



区に植えられているサクラの品種の一部
写真提供：公益財団法人日本花の会

また、サクラは害虫が発生しやすく腐朽菌に弱い品種も多いため、損傷が見られる場合には樹木医による樹木診断なども取り入れながら、特性を理解した維持管理を行います。また、植樹後30～40年近く経過し、樹勢が衰えたサクラも多いため、地域の意向を伺いながら計画的な更新を進めます。



樹勢が衰え枯れ枝が目立つ
オオシマザクラ



図 チューリップとサクラのマップ
出典：あだち観光ネット

④ 多様な主体による維持管理の推進

民間事業者による公園管理（特色のある公園の指定管理*・包括管理*、一般公園の日常維持管理、駐車場管理等）、地域の町会・団体等が公園の清掃や草刈等を行う自主管理協定制度、任意団体による公園や緑地の保全活動など、区民・事業者・区の協創による維持管理を推進します。



図 多様な主体による維持管理のイメージ

コラム

「荒川（江北）の五色桜」と「里帰り桜」

足立区では春になると、多くの場所で、様々な品種の桜を楽しむことができます。その背景には、明治時代から続く地域の方の桜への想いや、アメリカとの交流の歴史があります。長く受け継がれてきた桜を、今後も区の財産として大切にしていきます。

西暦	和暦	事柄
1885年	明治18年	暴風雨と高潮により荒川が氾濫。
1886年	明治19年	荒川堤修復、記念として桜3,225本を植樹。
1902～ 1912年頃	明治35～ 45年頃	「荒川の五色桜」（「江北の五色桜」ともいう）とよばれ花見の名所となる。
1910年	明治43年	東京市長が桜の苗木2,000本をアメリカへ贈るが、害虫がみつかり焼却処分となる。
1912年	明治45年	荒川堤の桜を元とした苗木をアメリカへ寄贈し、ワシントンD.C.のポトマック河畔に植樹される。
1913年～	大正2年～	堤防工事や公害により「荒川（江北）の五色桜」は衰退。
1947年	昭和22年	第二次世界大戦で桜が薪として使用され、「荒川（江北）の五色桜」は消滅。
・・・		「荒川（江北）の五色桜」の復活を望む声が高まる。
1952年	昭和27年	足立区からの要請に応えアメリカから贈られた桜の接穂が荒川堤に植樹されたが、多くが育たなかった（第一次里帰り）。一部は五色堤公園へ移植され、現存している。
1981年	昭和56年	区制50周年事業でワシントンから約3,000本の桜の接穂を採取し、桜の里帰りが実現（第二次里帰り）。この「里帰り桜」は都市農業公園をはじめとした区内の公園や学校などに植樹された。その後も苗木の育苗・植樹を続け、今でも区内の公園に約1,100本の「里帰り桜」が生育している。
1982年	昭和57年	日米友好の証として、レーガン大統領夫人から贈られた「レーガン桜」が都立舎人公園に植樹。現在も地域の方々に見守られながら育っている。
1991～ 1993年	平成3～5 年	「桜づつみモデル事業」として荒川河川敷の堀之内一丁目付近に桜120本を植栽。
2009～ 2016年	平成21～ 28年	「ふるさと桜オーナー制度」により、区民の寄付を受けて458本の桜を荒川土手上に植樹。 桜並木の愛称が公募により、『あだち五色桜の散歩みち』に決定。
これから		大事な区の財産として育てていく。



明治時代の絵葉書



五色堤公園



都市農業公園



レーガン桜（舎人公園）

Ⅱ-3-(4) 公園の利用向上に向けた仕組みづくり

① 公園利用につながる環境整備

公園利活用実態調査（平成25（2013）・26（2014）年実施）の結果、公園を利用したいものの、アクセスが悪いことや、使いたい施設が整っていないために利用していない方がいることが分かりました。公園を、誰もが気軽に利用できるような環境を整えていきます。

■取組方針

- ・ 潜在的な利用者層を見据えた施設の整備（例：芝生／健康づくり施設／休憩施設）
- ・ 主要な公園へのアクセスを容易にする施設の整備（例：駐車場／駐輪場）
- ・ 自主管理公園の拡大に向けた仕組みづくり
- ・ 公園の利用に関する地域ルールを定めるなど、公園ごとの実情に合わせたルールづくり（例：ボール遊びのルール）

舎人町公園ボール遊びルール

＼できるボール遊び／

広場からボールが飛び出ない遊び

※バットやラケット、ゴルフクラブは使用できません。



グラウンドゴルフ、ゲートボール

※同競技で使用する球やクラブの使用はできますが、激しく振り回さないでください。



＼気をつけてほしいこと／

×



○



×



○



ケガがないように、ゆずりあって、楽しく安全にボール遊びをしましょう。

公園管理課 西部公園係 電話 3880-5314 FAX 3880-5620

図 舎人町公園のボール遊びルール
(ボール遊びコーナーに掲示)



公園改修工事で駐輪場を設置
(舎人十二号公園)



公園改修工事で車椅子用テーブルを設置
(舎人いきいき公園)

② 多様な主体による公園活用の展開

地域や民間事業者との連携や、他部署との横断的な取組みにより、公園内でのソフト事業の拡充を進め、公園を利用するきっかけづくりを進めます。

■取組方針

- ・ Park-PFI制度*の導入や指定管理者制度*の継続などによる、民間の活力やノウハウを活かしたソフト事業の拡充
- ・ 公園で主体的にイベントを開催している団体への支援（例：プレーパーク／ボール遊び教室）
- ・ 公園で主体的に活動する新たな団体の掘り起こし
- ・ 健康づくりや子育ての事業など、他部署事業との協働による公園活用を推進（例：パークで筋トレ）
- ・ 公園に愛着を持ってもらえるような企画の実施（例：清掃イベント／公園愛称の募集）



足立区少年野球連盟による
ボール遊び教室の開催



パークで筋トレ

③ 区民ニーズに合わせた情報発信

公園の利用者増をはかるため、区民や学識経験者から頂いたご意見を参考に、下記の通り区民ニーズに沿った情報発信に努めていきます。

■取組方針

- ・ 地域に根ざした公園PRの実施（例：普段フォーカスが当たらない公園の見どころなどを紹介する地域別マップの作成）
- ・ 目的別公園マップの充実と関連部署との連携（例：健康づくりができる公園マップを関連部署と共同制作）
- ・ 公園の楽しい使い方や、その地域ならではの遊具の遊び方を発信
- ・ 公園が抱える課題や現状などの周知（例：年間の維持管理費／公園にある施設の紹介）
- ・ 新たな情報発信媒体（アプリや情報共有サイト等）を用いた双方向の情報発信
- ・ 高齢者や親子等、利用者層に合わせた的確な情報発信媒体と発信方法の検討

施策Ⅱ-4 公共施設の親しみやすい緑化と既存の緑の保全

- 庁舎、学校、公共住宅などの公共施設*の新設・改修に合わせて緑化を進めるとともに、既存施設の緑を可能な限り保全していきます。

※ここでは、公園、道路、水辺以外の公共施設（学校、公共住宅団地、文化施設など）を指します

施策Ⅱ-4 指標	現状値	中間目標値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
公共施設の優良緑化件数	令和2年度の「(仮称)足立区緑の基本計画推進会議」において報告予定		

Ⅱ-4-(1) 地域が親しみやすい緑化の推進

① 実感できる緑化の推進

施設の新設・改修時には公共施設等整備基準*、緑の保護育成条例に基づく公共の緑化基準*に準じながら、接道部緑化や高木の植栽を推進することにより、施設利用者や周囲を通る人が、緑陰などの「緑の効果」を実感できる公共施設となることを目指します。また、公共施設に対しても70ページに示す優良緑化事例を表彰・公表する仕組みを、導入することを検討します。



団地内の緑化された歩道
(URパークタウン東綾瀬団地)

② 地域住民による維持管理の推進

施設利用者や地域住民が、施設内の緑と気軽に触れ合え、自ら緑の育成に関わることを推進します。

■取組事例

- ・ 学校や住宅団地などには花壇の表彰制度「花いっぱいコンクール*」への参加を推進
- ・ 地域学習センターなどでは、利用者の声や施設を管理・運営する民間事業者等の意向により、講座と連動した施設内の緑を育む企画などを実施



団地内の花壇管理を行う
「花畑団地いこいの会」(UR花畑団地)



講座と連動し施設の緑を育成する
「みんなの中庭プロジェクト」
(舎人地域学習センター)

II-4-(2) 貴重な既存樹木の保全

① 公共住宅団地のまとまった緑の保全

区内には公共住宅団地*が186箇所もあり、樹木被覆地率の平均が19.7%と、区では公園に次ぐ樹木の宝庫です。建設後50年近く経過し建替え計画が進められている団地も多く、建替え等の際には、建替え協議や公共施設等整備基準*に基づく指導、緑化基準*に基づく緑化指導、景観ガイドライン*の作成、地区計画*への位置付け等により、まとまった緑の保全に努めます。



団地敷地内の緑地
(都営千住桜木二丁目アパート)



団地敷地内の緑地
(都営辰沼町アパート)

② 長く愛されてきた緑の継承

学校のシンボルツリーなど、公共施設には児童生徒や利用者から長く愛着を持たれている樹木や樹林地もあります。それらが今後も地域に愛され、地域の象徴やコミュニティの場ともなり得るよう、老齢化した樹木の診断の実施など、地域の造園事業者等との協創体制による、樹木の保全策を検討します。

参考

伊興中学校と「彰風園」

伊興中学校には「彰風園」という中庭と「彰風門」という立派な門があります。これらは、前土地所有者から学校用地として提供を受ける際に引き継がれました。「彰風園」には柏の大木があり、柏の木が学校の象徴として校章デザインやマスコットとしても親しまれています。また、「彰風園」では、保護者や生徒も参加する「いこう彰風まつり」が開催されています。

「彰風園」は中学校内の緑地でありながら、校歌にも歌われ、地域のシンボルとして長く愛され続けています。



上：「彰風園」のなか
下左：「彰風園」の立て看板
下中：柏の葉
下右：「彰風門」



